２０１７年（平成２９年）１１月９日

法務省民事局参事官室　御中

大阪弁護士会
会　長　　小　原　正　敏

法制審議会民事執行法部会「民事執行法の改正
に関する中間試案」について（意見）

当会は，「民事執行法の改正に関する中間試案」について，次のとおり意見を述べます。

第１　債務者財産の開示制度の実効性の向上

第１　債務者財産の開示制度の実効性の向上

１　現行の財産開示手続の見直し

(1)　財産開示手続の実施要件の見直し

財産開示手続の申立てに必要とされる債務名義の種類（民事執行法第１９７条第１項柱書き）を拡大し，金銭債権についての強制執行の申立てに必要とされる債務名義であれば，いずれの種類の債務名義についても，財産開示手続の申立てをすることができるものとする。

（注１）　本文とは別に，財産開示手続の実施要件のうち，先に実施した強制執行の不奏功等の要件（民事執行法第１９７条第１項各号）を廃止し，次のような規律を設けるものとする考え方がある。

ア　強制執行を開始するための一般的な要件が備わっていれば，財産開示手続を実施することができるものする。

イ　申立人に知れている財産に対する強制執行を実施すれば，請求債権の完全な弁済に支障がないことが明らかであるときは，執行裁判所は，債務者の申立てにより，財産開示手続の実施決定を取り消さなければならないものとする。

ウ　強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日よ

り６月以上前に終了したものを除く。）において，請求債権の完全な弁済を得ることができなかったときは，イの取消決定をすることができないものとする。

（注２）　本文とは別に，財産開示手続の実施要件のうち，財産開示手続の再実施が制限される期間（民事執行法第１９７条第３項）を短縮するものとする考え方がある。

【意見】

1　反対する。なお，扶養義務等に係る定期金債権に限ってこのような特則を設けることにも，反対する。

2　（注１）は，賛成する。

3　（注２）は，賛成する。例えば，１年とすべきである。

【理由】

1　債務名義の種類の拡大について

(1)　仮執行宣言付き判決は，暫定的な裁判所の判断であり，上訴審により変更される可能性があるから，除外すべきである。

支払督促は，誤った執行がされても原状回復が容易であることを理由として金銭債権に限って債務名義性が認められているものであり，また，実際にも，支払督促を受け，抗弁事由があるにもかかわらず，迷ったりしているうち督促異議申立期間等を経過してしまう者も見受けられ，かつ，既判力を有しないものであるから，除外すべきである。

同様に，執行証書も，誤った執行がされても原状回復が容易であることを理由として金銭債権に限って債務名義性が認められているものであり，かつ，法的知識がなく安易に合意して執行証書の作成が嘱託され，公証人も必ずしも執行証書の作成に至る経緯等の詳細を知ることがないまま作成することもあるから，除外すべきである。

(2)　なお，扶養義務等に係る定期金債権に係る執行証書に限ってこのような特例を設けることについては，「同債権を特例扱いすることには合理性が認められ，同債権に係る執行証書について特則を設けることに賛成すべき」との見解もあるが，同債権に実体法上の優先権が認められているわけではなく，かつ，既存の民事執行法上の特例と異なり，特例扱いする合理的理由がない。

むしろ，執行証書の中でも，離婚に際して作成嘱託される執行証書に

あっては，早く離婚することを希望するあまりに高額に過ぎる債務額でも合意することがあり，かつ，公証人も債務額の多寡についてはチェックが困難で，そのまま執行証書が作成されている場合も見受けられる。よって，同じく除外すべきである。

2　実施要件（注１）について

(1)　試案アの原則については，賛成する。財産開示手続は，強制執行のいわば準備行為である。強制執行を開始するための一般的な要件が備わり，現に強制執行ができる場合に，その準備行為である財産開示手続も開始できることは，むしろ自然である。

(2)　試案イは，現行法と比較して，立証責任を転換するものであるところ，上記(1)の観点と，そもそも債務者は債務名義を負っているにもかかわらず任意の弁済を怠っているものであることからすれば，上記のとおり立証責任を転換することは，合理的である。よって，賛成する。

3　再実施制限の緩和（注２）について

今日では，一般的に，資産状況の変動の頻度が高まっているというべきである。したがって，現行法の「３年」を１年程度に短縮すべきである。

(2)　手続違背に対する罰則の見直し

開示義務者が，正当な理由なく，執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日に出頭せず，又は宣誓を拒んだ場合や，財産開示期日において宣誓した開示義務者が，正当な理由なく陳述すべき事項について陳述をせず，又は虚偽の陳述をした場合の罰則（民事執行法第２０６条第１項）を強化するものとする。

【意見】

賛成する。ただし，懲役刑には反対する。

【理由】

1　現行法の３０万円以下の過料は，軽すぎるという意見が多数である。ただし，懲役刑は過重であり，反対する。

また，「間接的な強制手段として開示義務者の身体拘束を行うべきであるとする考え方（民事訴訟法第１９４条の「勾引」）」や，「手続違背をした者等について，裁判所が名簿を作成した上で，登録・公開すべきであるとの考え方」（「中間試案の補足説明」１１頁）については，立法目的のために

用いる手段としての適格性に欠けると考えられることから，いずれも反対する。

2　なお，そもそも，このような罰則強化によって，債務者に対し自らの財産情報を開示することを促すことにつき，特段の効果があるとは考えられない。

すなわち，例えば刑事事件のように債務者を逮捕・勾留して取調べをするのであれば，債務者による自らの財産情報開示を促す効果があると考えられるが，そのような手段は，前記のとおり，立法目的のために用いる手段としての適格性に欠け，用いるべきではない。

そのため，次項以下で述べる「第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度」の方が，手段としての適格性が高いと思われ，むしろ，今後は，こちらが原則的な制度となることが考えられる。

2　第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設 (1)　新たな制度の創設 執行裁判所が，債権者からの申立てにより，債務者以外の第三者に対し，債務者財産に関する情報の提供を求める制度を新たに創設するものとする。

【意見】

1　賛成する。

2　もっとも，法務大臣からの諮問内容である「債務者財産の開示制度の実効性を向上させ」(諮問第１０２号)，「債務者財産に関する広い意味での開示制度の実効性を向上させる」(「中間試案の補足説明」３頁）という観点からは，現在の弁護士法第２３条の２に基づく照会制度（以下「弁護士会照会制度」）と比較して，債権者にとっての利便性が劣後する制度を「新たに創設」してはならない。

具体的には，日本弁護士連合会（以下「日弁連」）の平成２５年６月２１日「財産開示制度の改正及び第三者照会制度創設に向けた提言」(以下「日弁連提言」）に記載のような，抜本的な情報開示制度を創設すべきである。

【理由】

1　金銭債権の強制執行の実効性の確保のための新たな制度の必要性

我が国の司法制度上，自力救済が禁止されるとともに，権利主体（執行債権者）の申立てに基づいて国家機関（執行機関）が権利実現の強制

力を発動するものとされている。しかし，民事執行制度の中核にある，金銭の支払を目的とする債権についての強制執行(民事執行法第２章第２節，以下「金銭執行」という。）の実効性が実質的に確保されなければ，国民の民事裁判及び司法権に対する信頼が損なわれ，自力執行が蔓延したり，必要悪として社会的に容認されてしまうおそれも生じる。また，裁判を受ける権利（憲法第３２条）も画餅に帰すこととなる。

このような見地に基づいて，法務大臣からの諮問内容である「債務者財産の開示制度の実効性を向上させ」（諮問第１０２号）ることが求められ，新たな制度の創設が必要とされているのであるから，金銭執行の実効性が十分確保できるように，金融機関や一定の公的機関に限定せず，証券会社等の振替機関等，保険会社及び共済組合等の第三者からの情報取得を認める抜本的な情報開示制度の創設が必要である。

２　弁護士会照会制度の現状

基本的に日弁連提言等に記載のとおりである。

なお，現時点で第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度としては，実務上，弁護士会照会制度が広く用いられている。その中でも，いわゆる「全店照会」（債務名義を有する債権者が，照会先銀行の全本支店における，債務者名義預貯金の有無，残高を照会するもの）によって，現在の実務上，預貯金債権については，既に必要な情報が取得できている。

すなわち，平成２７年時点で，財産開示手続の申立て件数は，わずかに「７９１件」でしかないところ（「中間試案の補足説明」３頁），日弁連の弁護士会照会制度委員会の調査によると，平成２８年１月から１２月までの間に全国の各弁護士会が実施した弁護士会照会の件数は，合計１８万７２１９件であり，そのうち２万９８６８件が「銀行」（①都銀・地銀，②信金・信組，③ゆうちょ銀行）に対するものであった。

その中でも，上記いわゆる全店照会は，そのうちの約半数を占め，最近は，メガバンクを始めとしてほとんどの銀行から全店照会に対する報告が得られている。

また，照会対象は，当該債務者の預貯金情報（預貯金の有無，預貯金残高）の取得を内容とするものが多いが，事案によっては，「過去の取引履歴」についても報告を受けることが可能である（阿多博文「預金と

民事執行をめぐる諸問題」〔金融法務事情２０７１号６３頁以下の６４頁〕)。

そもそも弁護士会照会制度は，弁護士が受任している事件を処理するために必要な事実の調査等をすることを容易にするために設けられたものであって，弁護士会から照会を受けた照会先は，弁護士会に対して報告をすべき義務を負い，報告を拒絶することにつき，「正当な理由」がある場合に限り，その全部又は一部の報告を拒絶することができる（最高裁平成２８年１０月１８日判決〔金融法務事情２０５９号２８頁〕。同判決の差戻審については，名古屋高裁平成２９年６月３０日判決〔金融・商事判例１５２３号２０頁〕が，「弁護士会から照会先に対し，弁護士会照会について報告する義務の確認を求める訴えの利益」を肯定し，愛知県弁護士会の請求を認容した。)。

3　弁護士会照会制度と今般の民事執行法改正との関係

このような実績からして，我が国の現在の「債務者財産に関する情報を取得するための制度」は，弁護士会照会制度によって実施，運用されていることは明らかであり，今般の民事執行法改正の目的が「債務者財産に関する広い意味での開示制度の実効性の向上」（民事執行法部会資料１の１頁，「中間試案の補足説明」３頁）にあるのであれば，少なくとも，従来の弁護士会照会制度による場合と比較して，債権者にとっての利便性が劣後する制度を「新たに創設」すべきではない。

すなわち，もしも，弁護士会照会制度による場合と比較して，債権者にとっての利便性が劣後する制度が「新たに創設」されることになると，従来，弁護士会照会に対し回答していた照会先（例えば銀行等）は，「今般，債務者財産情報開示のための新たな制度が立法されたので，今後は，そちらの手続によって回答する。」と，弁護士会照会制度に対する回答を拒絶することが予測できる。また，新たな制度の適用対象外となった照会先（例えば証券会社，保険会社及び共済組合等）においても，「従来は弁護士会照会制度に対し，個別に回答していたが，当社は，今般，新たな要件によって新設された債務者財産情報開示制度の適用対象外であることから，今後は，弁護士会照会に対しても回答しない。」等と対応することもあり得る。

したがって，「新たな制度の創設」としては，日弁連提言に記載のよ

うな，抜本的な情報開示制度を創設すべきであり，例えば，「金融機関から，債務者の預貯金債権に関する情報を取得する制度」に止めるのではなく，現在，弁護士会照会によっても，実務上，取得できていない情報（公的機関からの情報取得等）も取得できる制度とすべきである（2(2)）。

また，「第三者から情報を取得するための要件」としては，「財産開示手続の前置（2(3)の「甲案」），「債務者への執行抗告の機会の付与」等（同「乙案」）は，いずれも不要である。

(2)　制度の対象とする第三者と情報の具体的な範囲

ア　金融機関から，債務者の預貯金債権に関する情報を取得する制度を設けるものとする。この場合に取得すべき情報の範囲については，債務者が当該金融機関に対して有する預貯金債権の有無のほか，その預貯金債権に対する差押命令の申立てをするのに必要となる事項（取扱店舗，預貯金債権の種類及び額等）とするものとする。

イ　一定の公的機関から，債務者の給与債権に関する情報（勤務先の名称及び所在地）を取得する制度を設けるものとする。

（注）　本文の制度のほか，債務者の株式，投資信託受益権，生命保険契約解約返戻金請求権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する制度を設けるものとする考え方がある。

【意見】

1　アに賛成する。もっとも，取得すべき情報の範囲については，少なくとも，債務者による財産隠匿行為の有無，及び，他の財産への転化の有無を把握できるよう，①第三者への決定の送達時点の情報に加えて，②金融機関，証券会社等の振替機関等，保険会社及び共済組合等を第三者とする場合には，債権者による債務名義の取得時点以降の情報（ただし，回答時から遡ることができる期間は2年を限度とする。）も含むこととすべきである。

2　イに賛成する。なお，第5の差押禁止債権をめぐる規律の見直しの提案も併せて実現すべきである。

3　（注）の考え方に賛成する。

4　もっとも，上記ア，イ及び（注）以外の第三者からの情報取得をも認める制度とすべきである。

【理由】

1　預貯金を取り扱う金融機関以外の機関からの情報取得の必要性

前記のとおり，現時点で第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度としては，実務上，弁護士会照会制度が広く用いられている。このような状況下では，適用対象を「金融機関が保有する債務者の預貯金債権に関する情報」に限定して「新たな制度を創設」することは，何らの意味もない。

なお，「中間試案の補足説明」１５頁では，「制度の対象とする第三者と情報の範囲については，情報取得の必要性が特に高いと考えられる場面に限定して，個別的に検討するアプローチを基本とすることが考えられる。」と述べられているが，賛成できない。

例えば，預貯金を取り扱っている金融機関のみならず，保険，株式，社債，信託受益権等の管理を委ねられている金融資産取扱機関等からも，「法形式としては第三債務者の地位にあるが，実質としては，執行債務者の責任財産の保管主体の立場にあるもの」として，銀行等と同様の要件で債務者財産についての情報を取得できるようにすべきである（伊藤眞「執行債務者の金融資産に係る情報を第三者から取得する制度設計の在り方」〔金融法務事情２０７４号１８頁以下の２２頁，２８頁等〕）。

なぜならば，現時点でそのような制度を構築しておかなければ，債務者側での対策として，「今後，銀行には必要最小限度の預貯金のみをしておき，主な金融資産は，新制度の適用対象外である証券会社等に預託する。」等と対応することが容易に想定できるからであり，また，現時点で，適用対象を「金融機関が保有する債務者の預貯金債権に関する情報」に限定することは，単に銀行が要望する，「弁護士会照会に対して回答する場合と比べて，銀行が債務者の預貯金情報を債権者に開示した場合に，債務者から訴訟提起等される危険性がさらに少ない，債務者財産情報の開示制度」を立法するだけであり，そのような制度だけでは，「債権回収の実効性の向上」，「債務者財産に関する広い意味での開示制度の実効性の向上」のいずれにも至らないことは明らかといえるからである。

具体的な「第三者」及び「情報の具体的範囲」としては，下記のものが考えられる。これらの第三者は，いずれも「自らの顧客（債務者）の責任財産の保管者」として，「自らの顧客（債務者）に対する報告義務，

善管注意義務，守秘義務」等を負うものである。「当該顧客（債務者）が，その債権者に対し，自らの財産状況について報告する義務を負う場合（＝債務者財産開示制度の適用対象となる場合）」であれば，「自らの顧客（債務者）の責任財産の保管者」と考えられるこれらの第三者に対しては，裁判所の決定によって「当該債権者に対する直接の報告義務」を課すことにつき，「第三者固有の利益」や，「第三者に対する手続保障」等への特段の配慮は不要と考えられる。

記

① 証券会社等の振替機関等

社債，国債，地方債，株式，投資信託，その他振替社債等の有無，並びに，その種類及び金額

② 保険会社及び共済組合等

解約返戻金請求権，保険金請求権，その他保険契約に基づく債権の有無，並びに，その種類及び金額

なお，上記の第三者について，いわゆる業界団体を通じた，業界内各社への通知による債務者財産に関する情報の取得が可能となれば，債権者にとっての債権回収の利便性はさらに向上するといえる（例えば「生命保険協会」を第三者として申し立てることで，「生命保険協会加入各社から裁判所宛に債務者財産情報が回答される制度とすること」が考えられる。）。

したがって，「新たな制度」としては，このような業界団体も，第三者に加えるべきである。

2 公的機関からの情報取得の必要性

(1) より広範な制度とすべきであること

同様に，「一定の公的機関から，債務者の給与債権に関する情報を取得する制度」に限定すべきではなく，より広く，債務者財産の情報を取得できる制度とすべきである。

具体的には，少なくとも「地方公共団体」等から，「不動産の有無及び不動産を特定するに足りる事項」，「自動車の有無及び登録番号」等を取得できる制度を追加すべきである。

なぜならば，現状として，「債権回収の実効性」が妨げられているのは，単なる「養育費債権等の一般個人の債務者に対する債権」だけ

ではないからであり，むしろ「不動産」，「自動車」等（軽自動車や原動機付き自転車も含みうる。）のより価値の高い資産に関する情報を取得できる制度としなければ，「債権回収の実効性の向上」及び「債務者財産に関する広い意味での開示制度の実効性の向上」には至らないからである。

(2) 開示対象となる情報に債務者の個人情報等が含まれることについて

公的機関が情報提供するに際し，当該情報の中に債務者の個人情報等が含まれることは，特段，障害とはならない。

前記のとおり，債務者は，債務名義があるにもかかわらず弁済しない以上，債権者の申立てにより裁判所から，裁判所に出頭し，宣誓の上財産開示（勤務先情報の開示を含む。）することを命じられても止むを得ない立場にある。また，債権者の申立てにより裁判所を通じて債務者財産についての情報を取得されても甘受すべき立場にある。そして，現に，債権者の申立てにより裁判所が公的機関に対して債務者の財産情報（勤務先情報を含む。）を求めている場面において，債務者との関係における個人情報に関する守秘義務等を理由に情報提供について支障があると考える必要はない。

(3) 「公務員の守秘義務」との関係上も，問題がないといえること

なお，「中間試案の補足説明」２２頁では，「地方税法第２２条に基づく守秘義務につき厳格に運用することで当該情報を保護する必要がある」との指摘があるが，正当とは思えない。

すなわち，まず，弁護士会照会と公務員の守秘義務との関係性について述べたものとして，「衆議院議員佐々木秀典君提出弁護士法第２３条の２に基づく照会に関する質問に対する答弁書」（内閣衆質１５１第３３号平成１３年４月６日）は，次のとおり述べている。

「弁護士法第２３条の２の規定に基づく照会制度は，弁護士が受任事件について，訴訟資料等の収集，事実の調査等，職務活動の円滑な遂行に資するべく設けられた規定であると考える。この制度は，弁護士の受任事件が訴訟事件となった場合には当事者の立場から裁判所の行う真実の発見と公正な判断に寄与するという結果をもたらすという点で公共的な側面を有すると考えられる」

「弁護士法第２３条の２の規定に基づく弁護士会からの照会の対象

事項が，地方公務員法第３４条又は地方税法第２２条に規定する秘密に該当する場合には，秘密に該当する事項を開示することが正当視されるような特段の事由が認められない限り，秘密を漏らした者は地方公務員法第６０条又は地方税法第２２条に規定する刑罰の対象となることから，照会に応じて当該事項を報告することは許されないものと解している。」

このように，同内閣答弁は，「弁護士会照会の公共的側面」を肯定した上で，要件として，「秘密に該当する事項を開示することが正当視されるような特段の事由」が存在する場合であれば，「公的機関が保有する情報を開示することは可能」と解している。このような理解を前提とすれば，今般の法改正により，「公的機関が保有する債務者財産情報を取得する制度」を立法すれば，この問題は基本的に解決されることになる。

例えば地方税法２２条に関しては，「守秘義務の対象となる税務関係情報について，他の行政機関から，法令の規定に基づいて情報の提供を求められた場合の取扱いについては，個別具体の状況に応じ，事案の重要性や緊急性，代替的手段の有無，全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し，保護法益間の比較考量を慎重に行ったうえで，情報提供が必要と認められる場合について，必要な範囲内で情報の提供に応じることが適当である。」と解されている（地方税務研究会編「地方税法総則逐条解説」６９４頁）。そして，今般の法改正により，「特定の債務名義を取得した債権者からの申出に基づき，裁判所の決定により，公的機関が保有する債務者の特定の財産に関する情報（勤務先情報，保有不動産に関する情報及び保有自動車等に関する情報）の開示を求められた場合」は，一般的・類型的判断として，これらの要素を満たすといえる。すなわち，次のとおりである。

① 事案の重要性，緊急性

債権回収は，最終的に「私人の利益」に帰属することが通常であるが，「確定判決」等の裁判所による一定の手続を経たもの等につき，その強制執行の実効性を向上させることは，単なる「私人の利益の追求」に止まるものではなく，「我が国の民事司法制度全体に対する信頼性の向上」につながるのであり，「公共的な

性質」を当然に有しているといえる。

また，近年は「民事第一審訴訟事件等の減少傾向」が指摘されているところであるが（裁判所公表資料の「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」，「第７回迅速化検証結果の公表」参照），その背後には「民事訴訟を提起しても，現時点では，債務者の財産情報を効果的に入手する方法に欠けることから，積極的に民事訴訟を提起する動機を欠く。」という実情が少なからず存在すると思われ，今般の「第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度」において，その適用対象を公的機関にも拡大し，「債務者財産に関する広い意味での開示制度の実効性の向上」を図ることは，重要にして緊急の課題であるといえる。

さらに，強制執行手続は，そもそも債務者が任意の弁済をしないことから必要となるものであるため，「手続の迅速性及び密行性」が重要であり，第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度についても，一般的・類型的に，重要性及び緊急性が高いといえる。

② 代替的手段の有無

債務者が個人であるケースではその最も重要な財産が給与債権であることが少なくないが，債権者にとっては，債務者の勤務先を把握することは容易ではない。弁護士会照会についても，現状として，公的機関は，勤務先情報について開示することに消極的であり，代替的手段が存在しないことから，「新たな制度」を創設する必要性がある。

また，債務者の所有する不動産，自動車等についての情報についても同様である。債務者の自宅不動産や通勤等に用いている自動車等については，債権者においても調査が可能であるが，債務者が所有している不動産，自動車等はそれらに限られない可能性がある。それらの不動産，自動車等については，法務局等で調査しようとしても，現状の不動産登記・自動車登録制度等においては，物ごとにその情報が管理されており（不動産登記法第２条第５号等参照），人ごとにその情報が管理されているわけではないから，ある債務者がどのような不動産・自動車等を所有している

かを検索することが制度上不能である。そのため,「新たな制度」によって，市町村が保有している不動産の名寄せ情報（地方税法第３８０条参照）等について，債権者が開示を受ける必要性，有用性は，非常に高く，それ以外の代替手段は，存在しない。

③　法秩序維持の必要性

前記のとおり,第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度において，その適用対象を公的機関にも拡大し，「債務者財産に関する広い意味での開示制度の実効性の向上」を図ることは,「我が国の民事司法制度全体に対する信頼性の向上」につながるものである。

他方,税務情報の保護の必要性などいわば当該公的機関の独自の利益について考えるに，当該公的機関が，債務者からの申告納税制度などにより債務者から得た情報について,これを目的外で開示するときは,当該公的機関の業務に支障が生ずる可能性があるが，特に，市町村の保有する不動産についての債務者所有情報や勤務先情報は,債務者からの申告等を通じて債務者から取得した情報ではないから,当該公的機関の業務に支障が生ずる可能性は低い。

以上からすれば,特定の債務名義を負った債務者の財産情報について公的機関に回答義務を負わせることは,一般的･類型的に,法秩序維持の必要性の観点からも，「公的機関の守秘義務」を上回る利益があるといえる。

④　以上を総合的に勘案した上での，保護法益間の慎重な比較考量

地方公務員法第３４条や地方税法第２２条が定める守秘義務は，公務員や，地方税の調査又は徴収等に関する事務に従事する者が，その事務に関して知り得た私人の秘密を保護することで,「公務に対する信頼性」を確保していると解される。

そして，「裁判所の決定により，地方公共団体が保有する，債務者の勤務先情報等の開示を求められた場合」は，上記①～③の事情に鑑みて，当該情報を裁判所に開示したとしても，「公務に対する信頼性」を害するものではないといえる。

一方で,租税債権については一般的に租税優先の原則があるこ

とから（地方税法１４条等），地方公共団体が当該情報を開示しても，租税債権を損なうことにはならず，また，「公務に対する信頼性」を害することにもならないといえる（民事訴訟法第２２０条４号ロ参照）。

以上から，「公務員の守秘義務」を絶対的なものと位置付ける必要はなく，より広範な情報開示制度を「新たな制度」として創設すべきと考える。

3　取得すべき情報の範囲について

その他，中間試案の第１の２（３）「第三者から情報を取得するための要件」イにおいて甲案や乙案が原案どおり採用される場合には，金銭執行の実効性の確保の見地から新たな制度を創設するにもかかわらず，債務者による財産隠匿を防止することができないこととなる。

また，特定の金融機関における預貯金口座から，他の金融機関の預貯金口座に送金することや，生命保険を解約して預貯金とすることなどは日常的に行われており，第三者への決定の送達時点の情報だけを回答事項とするならば，執行の対象となる財産は存在するのに，債務者に財産がないかのような外観が呈されることにもなりかねない。

したがって，新たな制度が有名無実化することのないよう，第三者から取得すべき情報の範囲については，少なくとも債権者において財産隠匿行為の有無，及び，他の財産への転化の有無が把握できるように，①第三者への決定の送達時点の情報に加えて，②金融機関，証券会社等の振替機関等，保険会社及び共済組合等を第三者とする場合には，回答時から一定期間遡った時期以降の情報も併せて回答することとすべきである。

そして上記②の「一定期間」としては，まず，債務名義が作成された時点以降は，債務者は財産開示なり第三者情報取得制度の利用を受けてもやむを得ない状態になっているとも評価し得ることから，債務名義作成時点以降とすることが考えられる。ただ，あまりに長期間にわたる場合にはプライバシー侵害の程度が大きくなる上，何年も前に多額の預貯金が他の金融機関に送金されたという情報が得られたとしても現在の財産状況に直結するわけではないこと，詐害行為取消権の行使も実際上困難といえることなどからすれば，２年とすることが相当である。そこ

で，「債権者による債務名義の取得時点以降の情報（ただし，回答時から遡ることができる期間は２年を限度とする。）」も開示情報の対象とすべきこととなる。

これに対し，過去の情報を取得することは，「強制執行の準備というこの制度の目的を超える」（「中間試案の補足説明」１８頁）との批判がある。しかし，ドイツでは，財産開示制度において，倒産手続外における債務者の法律行為の取消しに関する法律に基づいて取消しの対象となり得る法律行為（開示の期日から２年以内に近親者に対して行った売買契約，当該期日から４年以内に行った贈与契約など）も開示の対象とされている（判例タイムズ１０５７号４頁）。ドイツとは制度に違いはあるものの，国民の民事執行制度及び司法権に対する信頼の確保という観点からすれば，我が国においても，第三者からの情報取得制度を詐害行為取消し制度とを関連付けることで金銭執行の実効性確保につなげる制度設計は可能である。

なお，金融機関，証券会社等の振替機関等，保険会社及び共済組合等の第三者にとっては，直近２年間の取引履歴を提出することの負担は大きくないと考えられる。

(3)　第三者から情報を取得するための要件

ア　第三者から情報を取得する手続の申立てに必要とされる債務名義の種類やこの手続の実施要件については，後記イ及びウの事項を除き，財産開示手続に関する規律（現行の規律を見直すのであればその見直し後の規律）と同様の規律によるものとする。

イ　第三者から情報を取得する手続と現行の財産開示手続との先後関係について，次のいずれかの規律を設けるものとする。

【甲案】（財産開示手続を前置する必要があるとする案）

(ｱ)　第三者から情報を取得する手続の申立てをするためには，その申立ての日前３年以内に，財産開示手続が実施されている必要があるものとする。

(ｲ)　第三者から情報提供を求める決定に対しては，執行抗告をすることができないものとし，同決定が債務者に告知される前であっても，第三者は情報提供を行うものとする。

【乙案】（財産開示手続を前置する必要がないとする案）

(ｱ)　先に財産開示手続が実施されていなくても，第三者から情報を取得する手続の実施を申し立てることができるものとする。

(ｲ)　第三者から情報提供を求める決定に対しては，債務者が執行抗告をすることができるものとする。

(ｳ)　第三者から情報提供を求める決定は，確定しなければその効力を生じないものとし，同決定の第三者への告知は，その確定後にするものとする。

ウ　過去の一定期間内にこの手続により同一の第三者から情報を取得した場合であっても，この手続の再実施を制限しないものとする。

（注）　第三者から情報を取得する手続と財産開示手続との先後関係（本文イ参照）については，金融機関から預貯金債権に関する情報を取得する手続については，先に財産開示手続が実施されていなくても，金融機関から当該情報を取得する手続の実施を申し立てることができるものとした上で，第三者から情報提供を求める決定が債務者に告知される前であっても，第三者は情報提供を行うものとする考え方がある。

【意見】

1 (1)　アのうち債務名義の種類について，財産開示と同様の規律とすることは，賛成する。すなわち，第１，１（１）に対する意見として述べたとおり，債務名義の種類は確定判決等に限られるべきであり，支払督促や執行証書等は除外されるべきである。

(2)　手続の実施要件について，中間試案第１の１の（注１）記載ア～ウの手続の実施要件と同様にすることについては，反対する。同記載アの「強制執行を開始するための一般的な要件が備わっていれば，財産開示手続を実施することができるものとする」のみとし，同記載イ，ウの要件については，その要件とすべきではない。

2　イにつき，甲案について反対する。乙案については，(ｱ)だけを採用する限りで賛成し，(ｲ)(ｳ)を設けることに反対する。

乙案については，「財産開示手続を前置する必要がないとする案」とされているが，「債務者に対し，執行抗告の機会を付与すること」には賛成でき

ない。そのため，乙案については，(ｱ)を採用する限りで賛成し，(ｲ)(ｳ)を設けることに反対する。また，その上で（注）の考え方を「金融機関から預貯金債権に関する情報を取得する手続」に限定せず，すべての場合に適用すべきである。

3　ウに賛成する。

4（注）の考え方に賛成する。もっとも，２で述べたとおり，「金融機関から預貯金債権に関する情報を取得する制度」に限定せず，すべての場合に適用すべきである。また，（注）の考え方が採用される場合には，「執行機関に送付された回答の閲覧制限等の申立ての可否やその方法」(「中間試案の補足説明」２７頁）を併せて検討する考え方は採用されるべきではない。

【理由】

1　アについて

(1)　債務名義の種類について，財産開示と同一の規律にすることには，賛成する。

(2)　手続の実施要件については，中間試案記載第１の１の（注１）に記載のア～ウの要件のうち，同イの要件（債務者の申立てによる財産開示実施決定の取消し）については，必要はないと考える。第三者から情報を取得する制度においては，債務者の出頭義務がない。また，債務者に対する制裁もない。さらには，財産開示手続とは異なり，開示の対象となる情報の範囲が具体的に限定されるものである。したがって，同イの要件は不要であると考える。

なお，同ウの要件は，同イを前提とする。上記のとおりの考え方に基づき同イの要件を定めないのであれば，当然，同ウの要件を定める必要はない。

2　イについて

(1)　甲案の問題点

「中間試案の補足説明」２４頁では，甲案の理由を次のとおり述べている。

①　第三者に対して情報提供義務を負わせるためには，先行する財産開示手続において債務者が債務者財産に関する情報について開示義務を負うと判断されたことが必要であるとの指摘

②　情報提供を求められる第三者は債務名義に示された債権債務関

係の直接の当事者ではないことを踏まえ，その回答に対する事務的な負担を軽減するという観点から，債務者自身の陳述による情報開示を先行させることで，第三者に対して情報提供が求められる機会を減少させようとする指摘

③　現行の財産開示手続においては，債務者が債務者財産に関する情報についての開示義務の有無を争い，又はその開示義務の一部免除を求める機会があることを踏まえ（民事執行法第２００条第１項），債務者にその機会を与える観点から，財産開示手続を先行させるべきであるとの指摘

④　これらの考え方は，債務者財産に関する情報の開示は，債務者自身の陳述によるのが基本であると位置付け，第三者から情報を取得する手続は，飽くまで補充的な手段と位置付けるべきものとの理解に基づくこと

しかし，これらの指摘には，いずれも賛成できない。

まず，根本的なこととして，そもそも債務者が確定判決等の債務名義を負っておりながら，なおも任意の弁済を実施しないことから，債権者において強制執行手続の申立てが必要となり，その準備のために財産開示手続を申し立てることになるのであるから，債権者と債務者とは完全に利害関係が対立しており，そもそも「債務者自身の陳述による債務者自身の財産情報の開示」自体，合理的なこととして期待すべきではない。現実に，平成２７年時点で，財産開示手続の申立て件数は，わずかに「７９１件」でしかないという事実が存在しており（「中間試案の補足説明」３頁），「債務者財産に関する情報の開示は，債務者自身の陳述によるのが基本であるとの位置付け」と構成すること自体が，誤りというほかない（①，④）。

むしろ，債権回収においては，「手続の迅速性及び密行性」が必要であるところ，「債務名義を負った状態で，なお任意の弁済を実施しない債務者」に対し，さらに「手続保障の機会を付与する必要性」は相当に減退しているというべきであり，端的にいえば，「財産開示手続の実施要件を満たす場合であれば，その時点で，第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度についても実施要件を満たす。」とすることで十分というべきである（②，③）。

また，前記のとおり，債権回収においては，「手続の迅速性及び密行性」が必要であるところ，甲案の場合，「財産開示手続の前置」を必須とするが，その結果，「債務者が財産を隠匿した場合」についての特段の配慮を示しておらず，このような点からも，賛成できない。

なお，債務者による財産隠匿の危険性と時間的経過について付言すると，債権者が債務者に対して金銭請求をする場合，訴え提起から，判決等の確定，財産開示手続に至るまで，あらゆる段階で財産隠匿が行われる可能性がある。もちろん，将来の強制執行を予想し，訴訟手続中や，その前の時点から，資産の移転等を行う債務者も少なくないが，「債権者が強制執行手続に着手したことを知ったこと」を契機に，債務者が財産隠匿を図ることも十分にあり得るといえ，例えば，「訴え提起から時間が経過したから，財産開示手続を前置しても，財産隠匿の危険性は高まらない。」と考えることは，誤りというほかない。

さらに，そもそも現行の財産開示手続の場合，債務者は，開示期日に呼び出しを受け，期日に出頭し，原則として全ての財産を財産目録に記載すること等の負担が求められる。これに対し，第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度においては，このような手間をかけることなく手続を実施することが可能であり，「債務者にとっての負担」は，明らかに小さくなる。

甲案は，第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度を実施する前提として，前記のとおり，重厚な「債務者の負担」を先行させることを必須とするものであり，そのような制度では，「債務者財産に関する広い意味での開示制度の実効性の向上」になるとはいい難い。

その他，現状では，先行する財産開示手続の有無を債権者において知り得ず，債権者は財産開示の申立てが却下されたことにより先行する財産開示があることを知り，閲覧謄写請求を行うこととなる。先行する財産開示の有無を知り得る制度上の担保が存在しない以上，甲案を現実に採用することは不適切であると考えられる。
したがって，「財産開示手続の前置」を求める甲案には，反対する。

(2)　乙案の問題点

次に，乙案についても，「財産開示手続を前置する必要がないとする案」とされているが，その内容は「債務者に対し，執行抗告の機会を付与すること」であり，基本的に賛成できない。

前記のとおり，債権回収においては，「手続の迅速性及び密行性」が必要であるところ，「乙案」も，「債務者への執行抗告の機会の付与（乙案）」を必要としており，その結果，「債務者が財産を隠匿した場合」についての特段の配慮を示しておらず，基本的に賛成できない。

このような「手続の迅速性及び密行性」，「債務者による財産隠匿の防止」を満たすためのものとしては，具体的には，乙案の(ｱ)から(ｳ)までのうち，(ｲ)及び(ｳ)を削ったものとすべきである。

その上で，（注）の考え方を「金融機関から預貯金債権に関する情報を取得する手続」に限定せず，すべての場合に適用すべきであり，これで足りるといえる。

なぜならば，まず，「法形式としては第三債務者の地位にあるが，実質としては，執行債務者の責任財産の保管主体の立場にあるもの」であれば，「金融機関から預貯金債権に関する情報を取得する場合」だけを特別に扱う必要性はないからである。

また，前記のとおり，「公務員の守秘義務よりも，債務者財産に関する情報の開示を受ける利益の方が上回ると一般的・類型的にいえる場合」であれば，「債務者への執行抗告の機会の付与」は，必須ではないといえるからである。

なお，「中間試案の補足説明」２６頁は，「乙案によれば，財産開示手続を実施すれば債務者自身の陳述により十分な情報を取得することができる可能性がある場面であっても，第三者が情報提供義務を負うことになる」との指摘があるが，前記と同様に，このような指摘は明白な誤りである。債権回収の実務上，そのような場面が現実に存在するとは考え難い。

すなわち，現実に，債務者が「新たな制度によって，いきなり裁判所から銀行に対して問い合わせるのではなく，先に自分に対する財産開示手続を実施してくれれば，自分は，財産開示に応じたはずである。」と考えるのであれば，そのような債務者は，それ以前に，「自らが負

った債務名義につき，債権者に対する任意の弁済を実施する。」又は「自らの資産状況を債権者に対し積極的に説明し，自らに弁済の意思と能力があることを説明する。」等の対応をしておくべきである。

そして，以上のように債権回収における「手続の迅速性及び密行性」を優先する結果，例えば「わずかな債権額で，債務者の保有する財産について，過大な金額が第三者から債権額に開示される。」等の結果が発生することがあり得ることを否定できないが，このような「債務者のプライバシーの侵害」については，基本的に「事後的な損害賠償請求」で対応すれば足りると考える（なお，「中間試案の補足説明」２６頁は「債務者の営業秘密の保護」についても述べているが，趣旨が不明である。基本的に，「新たな制度」の対象となる「債務者財産に関する情報」が，例えば不正競争防止法２条第６項にいうところの「秘密として管理されている生産方法，販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって，公然と知られていないもの」には該当しないと思われる。）。

また，制度上の対応としては，例えば，「裁判所から第三者に対し，債務者の財産情報の開示を要請し，かつ第三者から裁判所に対し，当該情報を開示したことについて，裁判所から債務者に対し，事後的に通知する制度」とすることで，「債権者による，新たな制度の濫用の防止」を図ることも考えられる（この点につき，日弁連提言は，「申立人（債権者）が照会による情報の取得又は照会の結果について裁判所からの通知を受けてから８週間後に，当該事実について裁判所から債務者に通知しなければならない。」としている。）。

その他，制度上の対応としては，「債権者が，過小な債権額に基づき，多数の第三者について，一度にまとめて債務者財産情報の開示を申し立てること」を防止するため，例えば，「債権額に応じて，一度の申立てで債務者財産情報の開示を求めることができる第三者の件数を制限すること」等も考えられる。

なお，「中間試案の補足説明」２７頁では，弁護士会照会制度との比較に関し，「裁判手続と弁護士会照会との比較対照によって制度設計を考えるのは合理的ではないとの批判があった。」との指摘があるが，何をもって「合理的でない」と述べられているのか，理解できな

い。

すなわち，前記のとおり，「財産開示手続」と「弁護士会照会制度」の実施件数の比較等からして，我が国の現在の法律実務が弁護士会照会制度によって実施，運用されていることは明らかであり，このような我が国の現状を鑑みることなく立法を提案することは，それこそ合理的ではない。

(3) その他

その他，（注）において，「第三者から情報提供を求める決定が債務者に告知される前であっても，第三者は情報提供を行うもの」との考え方が示されているが，他方で，これが，債務者への決定の告知までは債務者財産に関する回答について申立債権者等が閲覧等の請求ができないとの考え方（「中間試案の補足説明」２７頁にその示唆がある。）と併せて採用された場合には，結局強制執行前の債務者による財産隠匿を阻止できないこととなるから，そのような考え方と併せて採用されるべきではない。

なお，第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度においては，債権者と債務者の間で対立関係があることを基軸とする整理と，債権者と第三者の間で対立構造があることを基軸とした整理との双方があり得るものと想定される。この点，第三者について，例えば金融機関等を念頭に置けば，債務者との関係での守秘義務等，債務者との関係において情報を秘匿すべき利益はあるが，情報提供を求める決定の発令要件が具備される状況下において，債権者との関係において保護されるべき固有の利益はないと考えられる。他方で，公租公課庁等の公的機関を念頭に置けば，債務者に対して租税債権を有すること等の固有の利益を有することも考えられるが，その際にも，債権者と債務者，第三者である公的機関と債務者という対立構造が併存又は競合している状態に過ぎず，債権者と第三者の間で対立構造があるものと整理することは適切ではないとも言い得る。以上のとおり，飽くまでも債権者と債務者の間で対立関係があることを基軸とする整理が適切であるとは考えられるものの，この点については，今般の意見募集手続の開始時までに十分に議論がなされている状況とは言い難いことから，法制審議会民事執行法部会においても引き続き検討される

べき問題であると思料する。

3　ウについて

もしも「過去の一定期間内に，この手続により同一の第三者から情報を取得した場合，この手続の再実施を制限する。」となると，例えば「預貯金債権は日常的に変動することがあり得ること」と比較して，「一定期間が経過するまでは，債権者において，当該変動を把握できない。」等の不都合が発生する。

したがって，そのような「再実施の制限」は，すべきではない。

(4)　回答の送付先等

情報提供を求められた第三者は，執行機関に対し，債務者財産に関する情報を回答するものとする。この回答についての閲覧等の請求（民事執行法第１７条）は，申立人，債務者，当該第三者のほか，この手続の申立てに必要とされる債務名義を有する他の債権者に限り，することができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

新制度において，「執行機関」である裁判所において債務者財産に関する回答を受領し，かつ，「債務名義を有する他の債権者」も当該回答を閲覧できるとすることは，合理的である。

(5)　第三者に対する費用等の支払

情報提供を求められた第三者が，回答に要する費用等の支払を請求することができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

新制度において，「情報提供を求められた第三者が回答に要する費用」については，当然に申立人において負担すべきである。ただし，「情報提供を求められた第三者が回答に要する費用」は，基本的に「郵送費」，「事務手数料」程度であり，低額と思われることからすると，例えば「情報提供のための報酬」等として，第三者への高額な支払が必要とされることは避けるべきである。

(6)　情報の保護

債務者財産に関する情報の提供を受けた申立人及びその情報に関する事件記録の閲覧等をした債権者は，当該情報を，当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的に利用し，又は提供してはならないものとし，この規律の違反に対する罰則を設けるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

情報の目的外利用を制限し，これに違反した場合に罰則を科すべきである。ただし，その罰則の程度については，他の罰則との均衡を考慮して，慎重に検討すべきである。

第２　不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策

第２　不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策

1　買受けを制限する者の範囲

(1)　次に掲げる者による不動産の買受けを制限するものとする。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下，アとイを併せて「暴力団員等」という。）

ウ　法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの

【意見】

賛成する。

【理由】

1　不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策について

(1)　不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策の必要性

ア　暴力団事務所の危険性

暴力団の活動の拠点である暴力団事務所は，対立抗争が発生すると，反目する暴力団による攻撃の対象となる。対立抗争では多くは銃器が用いられ，一般市民が巻き添えになって死傷する事件も数多く発生している。そのため，暴力団事務所は，極めて危険で，周辺

住民が平穏に居住する権利(人格権)を侵害する存在となっている。

イ　暴力団による不動産取得を防ぎ暴力団の資金獲得を防ぐ必要性

暴力団による被害の根絶のためには,暴力団に活動資金を獲得させないようにする必要がある。暴力団は，地上げ，占有屋等，威力を利用して不動産取引に介入し,そこで得られた利益を資金としている。また，暴力団事務所は，暴力団の資金獲得活動の根拠地としても機能している。このように，不動産が暴力団の資金獲得に用いられている。

ウ　民間取引との比較

各都道府県で制定された暴力団排除条例の多くは,民間の不動産の譲渡に関して譲渡の相手方が当該不動産を暴力団事務所の用に供しないことを確認すべき義務等を規定している。そして，民間取引では，暴力団排除条項のある契約書が用いられ，暴力団事務所の用に供しようとされている場合に不動産を譲渡しないだけでなく，暴力団等の反社会的勢力とわかっている者に対して不動産を譲渡しないことが一般的になっている。

エ　公有地の売却

公有地の売却においても暴力団関係者に不動産を売却しない扱いがされるようになっている。

オ　民事執行手続での暴力団排除が後れていること

しかし，現状では，民事執行手続では，暴力団関係者が不動産を取得することができてしまうのであり,暴力団にとって裁判所の競売において不動産の買受け申込みをすることが,民間や地方公共団体の不動産の購入から排除されていることからの堂々たる抜け道となっている。

(2)　日本弁護士連合会意見書

そこで，日本弁護士連合会は，２０１３年（平成２５年）６月２１日付「民事執行手続及び滞納処分手続において暴力団員等が不動産を取得することを禁止する法整備を求める意見書」（以下「日弁連意見書」という。）において，民事執行手続及び滞納処分手続において，暴力団員もしくは暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者又は法人でその役員のうちに暴力団員等のあるものが不動産を買い

受けることを禁止する法整備をすみやかに行うことを求める旨の意見を発出した。

日弁連意見書から４年を経て，不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策を内容とする民事執行法改正の中間試案が示されるに至ったものであり，大阪弁護士会としても，同方策を実現する法整備が進むことを望むものである。

2　買受けを制限する者の範囲

(1)　中間試案における買受けを制限する者の範囲は，日弁連意見書に即したものであり，賛成である。

(2)　買受けを制限する者のうち，暴力団員については「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員」と実質的に定義すべきである。また，暴力団からの偽装離脱が少なくない現状に鑑みれば，他法令の定めや民間実務の例にならい，「暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者」も対象とすべきである。

(3)　不動産の競売の入札者の大半が法人であるという実態を踏まえれば，暴力団員への不動産の供給を断つという目的をより実効的に達するためには，法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるものについても，買受け制限の対象とする必要性が高く，こうした法人の買受けも制限すべきである。

(2)　(1)のいずれかに該当する者の計算において買受けの申出をした者による不動産の買受けを制限するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

暴力団員等や，法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるものが，他人の名義を利用して不動産の競売に参加することを防止するためには，民事執行法第７１条第３号の規定にならい，暴力団員等や法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるものの計算において買受けの申出をした者による不動産の買受けも制限する必要がある。

2　執行裁判所の判断による暴力団員の買受けの制限 執行裁判所は，最高価買受申出人又は自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が１(1)のいずれかに該当する者

であると認めるときは，売却不許可の決定をしなければならないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

1　暴力団員等や暴力団員等が役員となっている法人に不動産の所有権を取得させないこととするためには，民事執行手続の過程において，これらの者による買受けを許さない仕組みを構築する必要がある。

2　その仕組みとしては，民事執行法第７１条の規律を参考に，最高価買受申出人又は自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が暴力団員等や法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるものに該当する場合を売却不許可事由として規定し，執行裁判所が売却不許可事由の存否を判断するのが適切である。

3　２の判断のための警察への照会

(1)　最高価買受申出人についての警察への照会

ア　警察への照会のために必要な事項の明示

(ｱ)　不動産の売却の手続において，買受けの申出をしようとする者は，その買受けの申出の際に，自己（その者が法人である場合にあっては，その役員）の氏名，生年月日及び性別その他警察への照会に必要となる事項を明らかにしなければならないものとする。

(ｲ)　買受けの申出をしようとする者は，(ｱ)の事項を証するため，住民票の写しその他の文書を提出しなければならないものとする。

イ　執行裁判所による照会の時期及び対象

(ｱ)　最高価買受申出人が決定した後，執行裁判所は，最高価買受申出人（その者が法人である場合にあっては，その役員）が暴力団員等に該当するか否かについて，警察への照会をするものとする。

(ｲ)　(ｱ)の規定にかかわらず，執行裁判所は，(ｱ)の警察への照会をしなくても，最高価買受申出人（その者が法人である場合にあっては，その役員）が暴力団員等に該当するとは認められないと

判断される事情があるときは，(ｱ)の警察への照会をせずに，売却の許可又は不許可の判断をすることができるものとする。

【意見】

賛成する。

買受けの申出をしようとする者が法人の場合における(1)ア(ｲ)の「その他の文書」としては，当該法人の役員の氏名，生年月日等を記載した役員名簿を検討すべきである。

【理由】

1　暴力団員等に関する情報は，警察に照会しない限り容易に収集できないことから，執行裁判所が，最高価買受申出人等が暴力団員等に該当するか否かを判断するに際しては，原則として警察への照会をするものとすべきである。

2　そのためには，照会に必要となる事項を明らかにさせることが必要であり，その誤りや虚偽の申出を防止するため，その正確性を担保するための文書提出を義務づけることが必要である。

なお，法人の役員の生年月日等の事項の証明については，必ずしも役員全員の住民票である必要はなく，生年月日等の記載のある役員名簿に代表者による正確性の証明を付させた文書によるなどの代替手段も検討すべきと考える。

3　また，執行裁判所が，最高価買受申出人等が暴力団員等に該当するとは認められないと判断するに足りる資料を有しているときは，警察への照会を行う必要性を欠くから，警察への照会をせずに，売却の許可又は不許可の判断をすることができるものとすべきである。

(2)　自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者についての警察への照会

ア　最高価買受申出人が決定した後，執行裁判所は，最高価買受申出人が第三者の計算において買受けの申出をした者であると認めるときは，当該第三者（その者が法人である場合にあっては，その役員）が暴力団員等に該当するか否かについて，警察への照会をするものとする。

イ　アの規定にかかわらず，執行裁判所は，アの警察への照会をしなくても，アの第三者（その者が法人である場合にあっては，その役

員）が暴力団員等に該当するとは認められないと判断される事情があるときは，アの警察への照会をせずに，売却の許可又は不許可の判断をすることができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者についても，(1)と同様に，警察への照会をすることによって，暴力団員等への該当性を判断するのが適切である。

4　暴力団員に該当しないこと等の陳述

(1)　陳述の内容等

ア　買受けの申出をしようとする者（法人である場合を除く。）は，買受けの申出の際に，次に掲げる事項を宣誓の上で陳述しなければならないものとする。

(ア)　自らが暴力団員等ではないこと。

(イ)　自らが，暴力団員等，又は法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるものの計算において買受けの申出をする者ではないこと。

イ　法人である買受けの申出をしようとする者の代表者は，買受けの申出の際に，次に掲げる事項を宣誓の上で陳述しなければならないものとする。

(ア)　当該法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者がないこと。

(イ)　当該法人が，暴力団員等，又は法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるものの計算において買受けの申出をする者ではないこと。

【意見】

賛成する。

【理由】

民間の取引や公有地の売却等においては，取引の相手方に対し，自らが暴力団員等ではないこと等を誓約させる方式が広く定着しており，その事前抑止効果も高く評価されているといった実情に鑑みれば，買受けの申出

をしようとする者に，自らが暴力団員等ではないこと等を宣誓の上で陳述させることとすべきである。

(2)　虚偽陳述に対する制裁

ア　保証の不返還

(ｱ)　最高価買受申出人（その者が法人である場合にあってはその代表者）が故意により虚偽の陳述をした場合において，最高価買受申出人につき２による売却不許可の決定が確定したときは，執行裁判所は，当該最高価買受申出人が民事執行法第６６条の規定により提供した保証の返還を請求することができない旨を決定することができるものとする。

(ｲ)　(ｱ)の決定に対しては，執行抗告をすることができるものとする。

(ｳ)　(ｱ)の決定により最高価買受申出人が返還を請求することができない保証は，民事執行法第８６条第１項に規定する売却代金とするものとする。

イ　罰則

(1)の陳述をした者が（故意により）虚偽の陳述をした場合につき，罰則を設けるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

1　最高価買受申出人が暴力団員等であった場合には売却不許可決定がされることとなるが，この場合には競売手続が遅滞することが避けられない。また，虚偽陳述に対する制裁がないのでは，陳述の仕組みの実効性が失われるおそれがある。そこで，虚偽陳述によって最高価買受申出人となることを，制裁によって防止すべきである。

2　虚偽陳述をした者が最高価買受申出人となったときは，実際に競売手続が遅滞することから，遅滞による関係人の不利益を補うとともに，こうした事態をできる限り防止するため，執行裁判所が，保証の返還を請求することができない旨を決定することができるとの制裁を設けるべきである。

3　また，虚偽陳述を防止する観点から，虚偽陳述に対する罰則も設けるべきである。

第３　子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化

第３　子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化

１　直接的な強制執行の規律の明確化

子の引渡しの強制執行に関して，執行官が債務者による子の監護を解くために必要な行為をする場合（直接的な強制執行）の規律を明確化するものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

子の引渡しの強制執行に動産の強制執行の規定を類推適用することは望ましくない。子の福祉に配慮した規定が定められるべきである。

２　直接的な強制執行と間接強制との関係（間接強制前置）

子の引渡しの直接的な強制執行の申立ては，間接強制の決定が確定した日から２週間を経過した後でなければすることができないものとする。

（注１）　間接強制の手続を前置することを原則とした上で，子の急迫の危険を防止するために直ちに子の引渡しの直接的な強制執行をする必要があるときは，例外的に，間接強制の手続との前後を問わず，子の引渡しの直接的な強制執行の申立てをするものができるものとする考え方がある。

（注２）　本文の規律とは異なり，間接強制の手続との前後を問わず，子の引渡しの直接的な強制執行の申立てをすることができるものとする考え方がある。

【意見】

（注２）の考え方に賛成する。ただし，債権者が直接的な強制執行の申立てをすれば，執行裁判所は，間接強制が前置されていなくても全ての事案において直接的な強制執行をしなければならない制度とすべきではない。新たに規定を設ける子の引渡しの強制執行制度においては，間接強制の申立て，直接的な強制執行の申立ての区別を設けず，これらを包摂した一個の申立てによることとし，執行裁判所において，事案に応じて，間接強制

によるか，直接的な強制執行によるかを決定する制度とすべきである。

【理由】

1　新たに規定を設ける子の引渡しの強制執行制度においては，間接強制の申立て，直接的な強制執行の申立ての区別を設けず，債権者は，同区別をせずに子の引渡しの強制執行を求める旨の申立てをすることとし，執行裁判所において，事案に応じて，間接強制によるか，直接的な強制執行によるかを決定し，その方法による強制執行をする制度とすべきである。

2　子の引渡しをめぐる事情は，様々である。一律に間接強制を前置とすることは，単に執行の緊急性，迅速性や実効性を欠く事態を招く恐れがあるにとどまらず，子の最善の利益の保護の観点からも望ましくない。間接強制をするか，直接的な強制執行を行うかは，執行裁判所が事案ごとに個別事情を検討して柔軟に決定すべきである。一律間接強制前置とすることはもちろん，「原則として間接強制前置とし，例外を認める。」旨の規定も，置くべきでない。（注１）に記載されている「急迫の危険を防止する」必要の有無は，執行裁判所が個別事情を検討して決定するにあたって考慮すべき事情の一つであり，間接強制を前置しないとの判断は，「急迫の危険を防止する」必要がある場合に限定されるべきではない。

3　直接的な強制執行の手続の骨格

(1)　子が債務者と共にいること（同時存在）の要否

ア　執行官は，子が債務者と共にいる場合に限り，債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

イ　執行裁判所が事案の性質，子の心身に及ぼす影響並びに既に行った強制執行の手続における債務者の言動及び当該手続の結果その他の事情を考慮して相当と認めるときは，アの規定にかかわらず，執行官は，子が債務者と共にいる場合でなくとも，債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

(2)　債権者等の執行場所への出頭

執行官は，債権者又はその代理人が執行の場所に出頭したときに限り，債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

(3)　執行場所

ア　執行官は，債務者の住居その他債務者の占有する場所において，

債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

イ　執行官は，アに規定する場所以外の場所においても，子の心身に及ぼす影響，当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは，債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする。

（注１）　本文(1)に関し，執行官は，子が債務者と共にいるか否かにかかわらず，債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができるものとする考え方がある。

（注２）　本文(1)イの規定に基づき，子が債務者と共にいない場合において，債務者による子の監護を解くために必要な行為をするときについては，本文(2)の規定にかかわらず，債権者本人や児童心理の専門家が執行の場所に出頭しなければならないものとする考え方があるほか，本文(3)イの規定を適用しないものとし，執行場所を例外なく債務者の住居その他債務者の占有する場所に限るとする考え方がある。

【意見】

1　(1)について，反対する。同時存在についても，原則例外を規定することなく，執行裁判所が，当該子の福祉により望ましいかという観点から，柔軟に判断することとすべきである。

なお，仮に，同時存在を要求するかどうかの考慮要素について規定する場合も「既に行った強制執行の手続における債務者の言動及び当該手続の結果」を削除すべきである。

2　(2)について，賛成する。

3　(3)について，反対する。執行場所については，執行裁判所が，当該子の福祉により望ましいかという観点から，柔軟に判断することとすべきである。

4　（注１）の考え方について，条件付きで賛成する。「執行官」とあるのは「執行裁判所」に変更されることを条件に賛成する。

5　（注２）の考え方について

(1)　（注２）の「債権者本人や児童心理の専門家」の「出頭」の意味が判然としないが，子が債務者と共にいない場合において子の監護を解くために必要な行為をするときには，児童心理の専門家の立会いを必須とす

るのではなく，債権者本人の出頭又は児童心理の専門家の立会いを必要とすべきである。

(2)　子が債務者と共にいない場合において子の監護を解くために必要な行為をするときに，執行場所を例外なく債務者の住居その他債務者の占有する場所とする考え方に反対する。なお，「原則として債務者の住居その他債務者の占有する場所とし，例外を認める。」旨の規定を置くことも，反対する。子が債務者と共にいない場合においても，執行場所の決定は，上記１のとおり執行裁判所が子の福祉の観点から柔軟に考慮して決定すべきである。

【理由】

1　(1)の「子が債務者と共にいること（同時存在）の要否」について

(1)　(1)アイのように，同時存在を原則として例外を規定することに反対する。子と債務者が同時に存在しているときに執行するかどうかは，子の福祉の観点から，個別事情に応じて，執行裁判所により，柔軟に決定されるべきである。

ハーグ条約実施法が施行されて国内の子の引渡しにいわば類推適用される前の執行においても，子が債務者と共にいるときに執行されることが多かったと思われる。しかし，子と債務者の同時存在を原則と明記することにより，硬直的な運用となるおそれがある。原則例外にとらわれることなく，子の福祉の観点から，判断されるべきである。

(2)　仮に，子が債務者と共にいないときに執行するかどうかを決定するに際しての考慮要素を規定するとしても，「既に行った強制執行の手続における債務者の言動及び当該手続の結果」を規定することには反対である。

およそ間接強制前置とすべきではなく，子が債務者と共にいる場合での執行が不奏功となったことが，子が債務者と共にいない場合の執行を認める要件と解されるおそれがある。仮に，考慮要素を規定するとしても，「執行機関は，事案の性質，子の心身に及ぼす影響その他の事情を考慮して，子が債務者と共にいるとき又はいないときに，執行することができる。」などの旨にすべきである。

2　(2)の「債権者等の執行場所への出頭」について

(2)の「債権者等の執行場所への出頭」については，賛成する。

子の福祉の観点から，債務者の監護を解いた後，直ちに執行官が子を監護すべき者に引き渡すことができるように，債権者又はその代理人の出頭を必要とすべきである。

3　(3)の「執行場所」について

(1)　執行場所については，原則例外等に拘束されることなく，飽くまでも，執行裁判所が，子の心身に及ぼす影響，当該場所，その周囲の状況その他の事情を考慮し，子の福祉の観点から適切な執行場所を決定すべきである。また，執行場所を決定する主体は，執行官ではなく，執行裁判所とすべきである。

(2)　現状でも，債務者の住居で執行されることが多く，それ以外の場所での執行は例外的である。本規定により現状より執行を困難にするわけではないと思われるが，本規定を置くことで，現状よりも執行場所を債務者の占有する場所とすべきとする硬直的な運用がされるおそれがある。原則例外にとらわれることなく，子の福祉の観点から，判断されるべきである。

また，執行場所の決定は，子の心身に及ぼす影響，当該場所，その周囲の状況その他の事情を考慮して子の福祉の観点から決定すべきであるから，執行官ではなく，執行裁判所が判断すべきである。

4　（注１）について

上記１のとおりである。なお，上記１のとおり，子が債務者と共にいる下で監護を解くための必要な行為をするかどうかは，執行官ではなく，執行裁判所が判断すべきである。

5　（注２）について

(1)　子が債務者と共にいない場合の債権者等の出頭（立会い）の要否について

債務者が子と共にいない場合は，債権者本人又は児童心理の専門家の立会いを必要とすべきである。

子が債務者と共にいない場合に子の監護を解くことは，子の心理的負担が大きい。そのため，上記２（中間試案(2)）による債権者又はその代理人の執行場所への出頭のみならず，債権者本人の出頭又は児童心理の専門家の立会いを必要とすべきである。

なお，子が債務者と共にいない場合に子の監護を解くときは，児童

心理の専門家の立会いが望ましい。ただ，常に児童心理の専門家の立会いが確保できるとは限らない。その場合，児童心理の専門家の立会いが確保できなくても，債権者本人の出頭があれば，執行することができることとすべきである。なお，「債権者本人の出頭があれば，子が債務者と共におらず，児童心理の専門家の立会いがなくても，常に執行ができる。」との趣旨ではない。「債権者本人の出頭がある場合において，子が債務者と共におらず，児童心理の専門家の立会いがなくても，執行裁判所が子の福祉の観点から相当と認めるときは，執行できる余地を残すべきである。」との趣旨である。

(2) 子が債務者と共にいない場合に子の監護を解くときの執行場所について

子が債務者と共にいない場合に子の監護を解くときの執行場所を「債務者の占有する場所」に限定する考え方に反対する。また，子が債務者と共にいない場合に子の監護を解くときの執行場所について「原則として債務者の占有する場所とし，例外を認める。」旨の規定にも，反対である。

債権者，児童心理の専門家の立会いにより，子の心理的影響を軽減されることも，考慮される。子が債務者と共にいない場合にあっても，執行場所は，上記３のとおり，飽くまでも，執行裁判所が，事案の性質，子の心身に及ぼす影響その他の事情を考慮して，子の福祉の観点から，柔軟に決定すべきである。

4 執行場所における執行官の権限等

(1) 執行官は，債務者による子の監護を解くために必要な行為として，債務者に対し説得を行うほか，債務者の住居その他債務者の占有する場所において，次に掲げる行為をすることができるものとする。

ア 債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り，その場所において子を捜索すること。この場合において，必要があるときは，閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること。

イ 債権者若しくはその代理人と子を面会させ，又は債権者若しくはその代理人と債務者を面会させること。

ウ 債務者の住居その他債務者の占有する場所に債権者又はその代理

人を立ち入らせること。

【意見】

賛成する。

【理由】

手続保障の観点から，住居への立入り，捜索には裁判所の令状が必要とも考えられるが，動産の執行では執行官が債務者の住居，債務者の占有する場所に令状なく立ち入っているため，子の解放実施のときのみ令状を要求するのはバランスを欠くと思われる（民事執行法第１２３条)。

(2)　執行官は，債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所において，債務者による子の監護を解くために必要な行為として，債務者に対し説得を行うほか，当該場所を占有する者の同意を得て，(1)アからウまでに掲げる行為をすることができるものとする。

【意見】

1　説得に関する規定を置くことに反対する。

2　「当該場所を占有する者の同意」の同意対象を明確にすべきである。

なお，同意が得られない場合も執行できるような対応策について，検討されるべきである。

【理由】

1　不動産の引渡しや動産の引渡しの規定には説得を行うとの文言がないが，執行官は債務者に対して履行をするよう説得を行なっている。子に対する強制執行の規定にのみ説得の規定を置くのはバランスを欠く。

2 (1)　当該場所を占有する者の同意とは，占有する場所への立入りについての同意なのか，(1)アからウに掲げる行為をすることを含めた同意なのか，同意の対象が不明確である。明確にすべきである。

(2)　なお，執行場所の占有者の同意が得られないからといって，執行ができないとの結論で放置すべきではない。同意が得られない場合も執行できるような対応策について，検討されるべきである。

(3)　執行官は，(1)又は(2)の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し抵抗を受けるときは，その抵抗を排除するために，威力を用い，又は警察上の援助を求めることができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

1　執行に必要な限度で抵抗を排除する必要がある。

2　ただし，民事執行法第６条に規定があり，重複した条項を設ける必要はない。

(4)　執行官は，(3)の規定にかかわらず，子に対して威力を用いることはできないものとする。子以外の者に対して威力を用いることが子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合においては，当該子以外の者についても，同様とするものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

子の引渡しは債権者のための制度ではなく，子の最善の利益のための制度であり，子の心身に有害な影響を及ぼすおそれのある執行をすることは望ましくない。子が，大人が威力を用いなければならないほど抵抗している場合に，子に対して威力を用いて執行をするのは，子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがあり，望ましくない。

(5)　執行官は，(1)又は(2)の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し，債権者又はその代理人に対し，必要な指示をすることができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

執行現場の秩序を維持するため必要と考える。

5　直接的な強制執行の執行機関等

【甲案】（執行裁判所が執行機関となる案）

(1)　子の引渡しの直接的な強制執行は，執行裁判所が第三者に債務者による子の監護を解くために必要な行為を実施させる決定をする方法により行うものとする。

(2)　(1)の決定は，債務者による子の監護を解くために必要な行為をする者として執行官を指定しなければならないものとする。

【乙案】（執行官が執行機関となる案）

子の引渡しの直接的な強制執行は，執行官が債務者による子の監護を解いて債権者に監護させる方法により行うものとする。

【意見】

甲案に賛成する。

【理由】

子の福祉の観点から，執行裁判所が執行機関となることが望ましい。

第４　債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し

第４　債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し

１　差押債権者が取立権を行使しない場面等における規律

(1)　金銭債権を差し押さえた場合において，取立権が発生した日から２年を経過したときは，差押債権者は，執行裁判所に対し，第三債務者から既に支払を受けた旨の届出（民事執行法第１５５条第３項参照）又はまだ支払を受けていない旨の届出をしなければならないものとする。

【意見】

１　取立権発生から２年経過によって当然に届出義務が生じることには反対する。

２　取立権発生から２年を経過した後に，届出を命じる裁判所の命令を受けて初めて届出義務が生じ，その後一定期間を経過してもなお届出をしない場合に取消しがされる制度とすべきである。

３　上記の届出を命じる裁判所の命令は，特別送達によって送達されるとすべきである。

【理由】

１　差押債権者が，取立権を行使しない合理的理由もないのに放置し，債務

者及び第三債務者に不安定な法律状態を強いている場合には，権利の上に眠る者として保護すべき理由はない。

2　しかしながら，取立てに期間を要するケース（差押債権が条件付きや期限付きの場合，第三債務者から相殺予定との陳述回答を受けた場合等）も少なからず存する。そのような場合に，差押命令が取り消されることには慎重な手続を要求すべきである。したがって，単なる期間の経過によって差押債権者に届出義務が生ずるとすべきではなく，中間試案たたき台のように，届出を命じる裁判所の命令（以下「届出命令」という。）を受けて初めて届出義務が生じるとする制度を導入すべきである。そして，差押債権者が届出命令を受けた日を明確にする必要上，届出命令は特別送達の方法によって送達されるべきである。

3　上記の提案と中間試案の制度を比較した場合，前者では，届出命令の特別送達のための郵券が必要なため，予納郵券額が増えるという経済的負担が差押債権者に生じることになる。しかし，取立権発生後２年を経過するまでに終了し，又は，取立権発生後２年以内に差押債権の一部を取り立てた旨の届出をすることで期間計算が更新されるうちに事件が終了して，届出命令送達のための郵券は使用されずに戻ってくる事件がほとんどであろう（中間試案補足説明書７２頁記載の注２の司法統計は，審理期間〔既済処理までの期間の意味と解される。〕に関する統計であり，このうち取立届が全く提出されないまま２年，３年，５年という期間が経過した事件の割合は明らかでない。しかも，現在は，差押債権者にとって差押債権の一部を取り立てた旨の届出をすることに特段のメリットはないが，この制度を導入すれば，一部取立届の提出によって予納郵券を使用されないというインセンティブにもなり得るから，取立届が全く提出されないまま長期間が経過する事件は減少するはずである。）。また，届出命令送達のための郵券が使用されることによる経済的負担（現時点では１０７２円又は１０８２円）と期間の経過に気付かず差押命令の取消しを受けるリスクとを対比すれば，上記程度の経済的負担は差押債権者にとって十分甘受できる程度のものである。２回分の送達費用を予納することが差押債権者にとって過度な負担になるとの批判は実態に即していないと考えられる。

3　期間については，取立権発生後の経過期間を３年とすることも考え得るが，後記のとおり届出をすれば取消しを受けず，新たな期間がスタートす

る，ということからすれば，２年ごとで足りると考えられる。

(2)　(1)の届出義務が生じた日から２週間を経過したにもかかわらず，差押債権者が(1)の届出をしないときは，執行裁判所は，差押命令を取り消すことができるものとする。

【意見】

上記で述べたとおり，届出義務の発生に「届出命令」を必要とすべきであるとともに，届出命令送達の日（本文では，届出義務が生じた日から２週間を経過）から取消しまでの期間は２週間ではなく２か月とすべきである。

【理由】

1　届出義務が生じたのに何の応答もしない差押債権者を保護すべき理由はない。

2　しかしながら，差押債権者又はその代理人が記録を確認して届出をするのに必要な期間としては２週間では短すぎる。差押債権者の担当者・担当弁護士が交代しているケースや，年末年始をまたいだケースで，執行裁判所が遠方にある場合などは２週間では到底対応できないと思料されるからである（例えば平成２９年１２月２６日に届出義務が生じた場合，平成３０年１月９日までに届出をしなければならないが，実働可能日は数日しかない。）。

さらに，一般人が債権差押えの本人申立てをした事件なども一定数あると思われるところ，その場合，差押債権者が届出命令の送達を受けた後，弁護士に相談し，その弁護士が状況を把握して届出を行うには，相応の期間が必要となる。

以上を勘案すると，上記期間は２か月とすべきである。

(3)　民事執行法第１５５条第３項の取立ての届出（取立完了の届出を除く。）又は(1)の届出があった場合には，(1)の期間は，それらの届出が最後にされた日の翌日から起算するものとする。

（注）　執行裁判所の取消決定により債権執行事件を終了させようとする本文の規律とは異なり，取立権が発生した日から２年を経過したときは，執行裁判所は，差押債権者に対して，本文(1)の届出をするよう命ずることができるものとした上で，この命令が差押債権者に告知された日から２週間を経過したにもかかわらず，差押債権者がその届

出をしないときは，差押命令の申立ての取下げがあったものとみなすものとする考え方がある。

【意見】

1　賛成する。

なお，補足説明には，執行裁判所が差押命令を取り消す前に，執行裁判所の裁判所書記官が，差押債権者に対して事務的な連絡をし，第三債務者から支払を受けた旨の届出又は第三債務者から支払を受けていない旨の届出をするように促すという運用を想定するのが相当であるとも考えられると記載されている。これは，届出命令を経ずに期間の経過によって当然に届出義務が生じるとする場合には当然であるが，上記のとおり，届出命令制度を導入する場合でも同様であり，執行裁判所が届出命令を発令する前に，執行裁判所の裁判所書記官が，差押債権者に対して事務的な連絡をし，第三債務者から支払を受けた旨の届出又は第三債務者から支払を受けていない旨の届出をするように促すという運用を想定すべきである。

2　（注）には，反対する。

【理由】

1　取立てに期間を要するケースにおいても，いつかは取立てができ，又は取り立てできないことが決まるはずであり，一定期間ごとに届出をさせる制度には合理性がある。

2　差押債権者にとって差押命令の取消しという重大な不利益を受けるにあたっては，慎重な手続が必要であり，実務的にも，裁判所書記官からの事務連絡が果たす役割は大きいと思料する。

3　期間の経過によって当然に届出義務が生じるとする制度を導入する場合はもちろん，届出義務の発生に届出命令を経る制度とする場合であっても，差押債権者に差押命令の効力消滅を争う機会を保障すべきである。しかし，取下げみなし制度においては，そのような機会を与えることは困難であるから，（注）の考え方には反対する。

2　その他の場面（債務者への差押命令等の送達未了）における規律

(1)　債権を差し押さえた場合において，債務者に対する差押命令の送達をすることができないときは，執行裁判所は，差押債権者に対し，相当の期間を定め，その期間内に送達をすべき場所の申出（送達をすべき場所が知れないとき等には，公示送達の申立て）をすべき旨を命ず

ることができるものとする。

【意見】

1　賛成する。ただし，その「相当の期間」につき，「２か月以上の相当の期間」というように最低期間を設けるべきである。

2　これに先立って書記官から送達場所調査の促しがあることを制度的に担保するため，民事執行規則に，その旨の規範を定めるべきである。

【理由】

1　差押債権者が，合理的理由もないのに債務者の所在調査をしようとせず，第三債務者に不安定な法律状態を強いている場合には，差押債権者を保護すべき理由はない。また，民事訴訟法第１３８条第２項，第１３７条とも整合的である。

2　ただ，所在調査には時間を要することが少なくなく，債務者が遠方にいる場合なども想定すれば，「相当の期間」につき，２か月以上の期間を確保すべきである。

3　また，訴状送達においては，書記官から送達場所調査の促しがされるのが一般的であり，民事訴訟法第１３８条第２項，第１３７条により訴状却下となることは極めて稀である。他方，債権差押命令にこの制度が導入された場合，この命令及び取消決定がされることは一定数あると思われる。そうであるからこそ，送達すべき場所の申出命令に先立って書記官から送達場所調査の促しがあることを制度的に担保すべきである。

(2)　(1)の場合において，差押債権者が相当の期間内に送達をすべき場所の申出（送達をすべき場所が知れないとき等には，公示送達の申立て）をしないときは，執行裁判所は，差押命令を取り消すことができるものとする。

（注１）　不動産執行又は船舶執行において，その開始決定を債務者に送達することができない場合に関して，本文と同内容の規律を設けるものとする考え方がある。

（注２）　民事保全において，保全命令を債務者に送達することができない場合に関して，本文と同内容の規律を設けるものとする考え方がある。

【意見】

1　本文につき，「ただし，差押債権者が，命じられた相当期間内に送達をす

べき場所の申出（送達をすべき場所が知れないとき等には，公示送達の申立て）ができない相当な理由があることを明らかにした場合には，差押命令を取り消すことができない」旨を定めることを条件として，賛成する。

2　（注１）につき，反対する。

3　（注２）につき，反対する。

【理由】

1 (1)　差押債権者が，合理的理由もないのに債務者の所在調査をしようとせず，第三債務者に不安定な法律状態を強いている場合には，差押債権者を保護すべき理由はない。また，民事訴訟法第１３８条第２項，第１３７条とも整合的である。

(2)　しかしながら，例えば，相当期間を２か月間と定めた「送達をすべき場所の申出をすべき旨の命令」を受けた後，債務者が海外に出国していることが判明した場合，残る期間内に，「送達をすべき場所の申出」をすることは極めて困難である。このような場合には，差押命令を取り消すことができないこととすべきである。

(3)　したがって「差押債権者が相当の期間内に送達をすべき場所の申出（送達をすべき場所が知れないとき等には，公示送達の申立て）をしないときは，執行裁判所は，差押命令を取り消すことができる。」に続けて「ただし，差押債権者が当該期間内に同申出又は申立てをできないことにつき相当な理由があることを明らかにした場合はこの限りでない。」とすべきである。

2　（注１）に関して

不動産執行又は船舶執行は，債務者への送達の位置付けが，取立権の発生と関連付けられている債権執行とは異なる。また，債務者への送達ができないため，不動産執行又は船舶執行の手続が進行しないという不都合は，実際上生じておらず，制度導入の必要性もないと思われる。

3　（注２）に関して

民事保全手続は，債務者への送達の位置付けが，取立権の発生と関連付けられている債権執行とは異なる。特に，不動産の仮差押えにおいては，登記上，仮差押えをしておく利益があることからすると，制度導入には反対する。

第５　差押禁止債権をめぐる規律の見直し

第５　差押禁止債権をめぐる規律の見直し

１　給与等の債権に関する差押禁止の範囲の見直し

給与等の債権の差押えが禁止される範囲を見直し，現行の規律による差押禁止範囲（民事執行法第１５２条）に加えて，支払期に受けるべき給付のうち一定の金額まではその全額を差押禁止とするものとする考え方について，引き続き検討するものとする。

【意見】

１　上記の考え方に賛成する。ただし，「引き続き検討する」のではなく，ただちに実現すべきである。

２　なお，差押禁止債権が預貯金に振り込まれて支払われた場合において，その預貯金が差し押さえられた場合には，差押命令のうち一定の額に相当する部分を取り消すものとする考え方が中間試案に取り上げられていないが，これについても，ただちに実現すべきである。

【理由】

１　法改正の必要性について

(1)　給与等債権の有する生活維持的・扶養的な特殊性を背景として，それに対する差押えの範囲を一定の限度に制限するのは先進国において一致した法原則となっている。

給与等債権の有する生活維持的・扶養的な特殊性に鑑みるならば，少なくとも債務者の最低限度の生活を保持するために不可欠な金額を差押禁止として定めるべきである。現に，国税徴収法はそのような定めを設けている（国税徴収法第７６条１項４号）。

低所得世帯の生計を支える債務者に対し，給与等債権の差押えがされることによって，債務者の世帯が生活保護基準をも下回る生活を強いられるおそれがある。

また，既に生活保護基準を下回る生活をしている世帯の債務者に対してさえ，給与等債権の差押えがされるおそれがある。この場合，債務者の世帯に対し，「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第２５条）を下回る生活を強いることになり，債務者の世帯を過酷な状況に陥らせるほかない。このような事態は生存権保障の観点から看過することは許されない。

(2)　この点，民事執行法の制定時においては，民事執行法第１５３条による差押禁止債権の範囲変更の申立てを債務者からすることによって対応することとされた経緯があるようである。

しかし，給与等債権の差押えを受けることにより，当面の生活の糧を失っている状態に置かれた債務者が，１週間という短期間に，自ら又は弁護士に依頼して疎明資料を準備し，適切に申立てをすることは，容易なことではない。しかも，差押禁止債権の範囲変更の申立てが認容されるには，実務上厳格な疎明が要求されており，認容例も多いとは言えない現状がある。

実際にも，その申立件数がごくわずかであるという現実は，民事執行法第１５３条による差押禁止債権の範囲変更の申立てにより対応しようとしたのが奏功していなかったことを示している。

したがって，今次の民事執行法改正で法的な措置を講じるべきである。

2　検討すべき課題について

「民事執行法の改正関する中間試案の補足説明」において，「債務者が比較的少ない額の給与等を複数の勤務先から得ているような事案を想定すると，差押禁止額のいわば累積により債務者が必要以上の保護を受ける結果となり不都合ではないかといったことが問題点として指摘された。」と指摘されている。

このような例外的でまれな例を引いて，立法化を遅らせることは許されない。差押禁止額の累積という問題は，現行法上でも存在するのであり，今回に限って特別に問題とするのは立法を遅らせるものであって許されない。

また，複数の箇所で給与を得ていて，差押えを受けたという希有な例があるとしても，今般，勤務先情報に対する第三者照会制度を創設することにより，債権者側において勤務先情報を得やすくなっており，複数の勤務先がある場合には債権者側から差押禁止範囲の減縮の申立てをすることにより不都合を回避しうる。

3　「その他の検討課題」について

差押禁止債権が預貯金に振り込まれて支払われた場合において，その預貯金が差し押さえられた場合には，差押命令のうち一定の額に相当する部分を取り消すものとする考え方については，試案に取り上げられて

いない。

昭和54年の民事執行法制定の際にも同様の議論があり，債務者が差押禁止債権に基づく給付に相当する金額を預貯金口座から出金した上で再び入金した場合の取扱いをどのようにするかが問題とされるなどして，差押禁止債権の範囲変更（民事執行法153条）に委ねることにされたという経緯を踏まえ，これを変更する理由はないと説明されている。

しかし，年金，生活保護費等の差押が禁止されているのは債務者の生計維持のためであり，その必要性は，法形式上は別の債権（預貯金債権）となったからといって失われるものではないので，これら預貯金債権についても差押えからの保護が図られなければならない。

日弁連が提案しているように次期の振込までの期間によって按分して差押を取り消すという考え方であれば，差押禁止債権との牽連性を論じる必要が無く妥当な結果を導くことができるのであり，今次の法改正で実現すべきである。

2　取立権の発生時期の見直し 民事執行法第１５２条第１項各号の債権が差し押さえられた場合において，差押債権者がその債権を取り立てることができるようになる時期については，同法第１５５条第１項の規定にかかわらず，債務者に対して差押命令が送達された日から４週間を経過したときとする考え方について，引き続き検討するものとする。

【意見】

上記の考え方に賛成する。ただし，「引き続き検討する」のではなく，ただちに実現すべきである。

【理由】

債権の取立てがされた後には，家族数に応じた差押禁止範囲の変更申立てや差押範囲の変更申立て（民事執行法153条）などができなくなる。現行法のように１週間でこれらの申立てをするのは困難であるので，これを4週間に延長されることについて賛成する。

3　その他（手続の教示） 民事執行法第１５２条第１項各号の債権を差し押さえた場合には，執行裁判所は，差押命令を送達するに際し，差押禁止債権の範囲変更の申立て（同法第１５３条）をすることができる旨を債務者に対し教

示するものとする考え方について，引き続き検討するものとする。

【意見】

上記の考え方に賛成する。ただし，「引き続き検討する」のではなく，直ちに実現すべきである。

【理由】

1　手続教示の必要性について

差押禁止債権の範囲変更の申立て（民事執行法第１５３条）が必ずしも多くないのは，範囲変更の申立ての制度が一般的に知られていないことが原因の一つだと考えられる。その活用を促して，公平な結果が実現するように努めるのは司法の役割だと思われるので，手続教示は直ちに実現すべきである。また，直ちに実現するについて，何ら支障はないものと思われる。

2　検討すべき課題について

中間とりまとめでは，「執行裁判所の中立性にも配慮した上でどのような方法によりどのような内容の教示をするのか，教示をする対象者の範囲等どのような場合に教示を義務付けることとするのか等について，金銭債権に対する強制執行の実務を踏まえて，更に検討する必要がある。」「加えて，教示を義務付ける場合を明文で規定する場合には，例えば，裁判所における柔軟な手続の紹介等の対応を阻害することにならないのかについても，現在の実務等を踏まえた検討をする必要がある。」と述べられている。

裁判に関する手続を国民に広く知らしめることは，国民の裁判を受ける権利を実質的に保障するものであり，裁判所の重要な役割である。法律上存する制度について，その制度の概要・手続等について客観的に教示することが裁判所の中立性を損なうと考えるのは誤っている。特に，弁護士等法律専門家に相談することが少ないと想定される債務者について，法律上存する制度を教示することは，当事者の実質的平等を確保するものである。また，むしろ，一方当事者の無知に乗じて相手方が何らかの利益を得ることの方が不公平であるというべきである。

第６　その他所要の措置

第６　その他所要の措置

第１から第５までの措置に関し，その他所要の措置を講ずるものとする。

１　子の所在等調査

【意見】

１　子の所在が不明であるため，子の引渡しの強制執行の管轄裁判所が不明な場合において，裁判所は，子の引渡しの債務名義を有する債権者の申立てがあったときは，官公署，学校その他の団体（電話会社，警察等を含む。）に対し，子の住居所の調査を嘱託し，住居所が分かれば，申立人に管轄裁判所を教示することができる制度を設けるべきである。

２　執行裁判所は，子の具体的な所在場所，その通う幼稚園，保育所又はこども園（以下「幼稚園等」という。）及びその在園時間など子の引渡しの強制執行のため必要が情報を得るため，官公署，学校その他の団体（電話会社，警察等を含む。）に対し，必要な援助を求めることができる制度を設けるべきである。

【理由】

１(1)　子の所在が不明であるため，子の引渡しの債務名義を有する債権者が，その強制執行の管轄裁判所を知ることもできないことがある。よって，上記意見１の制度を設ける必要がある。

なお，管轄裁判所は，同債務名義に係る本案裁判所等とすることが考えられる。また，子の引渡しの強制執行の管轄裁判所が不明な場合の対処であるから，子の住居所が判明しても，具体的な住居所を申立人に伝えるのではなく，同管轄裁判所を教示するのみとする。裁判所が調査嘱託しても子の住居所が判明しないときは，その旨を申立人に伝え，申立人は不服申立てができないものとすべきである。

(2)　また，子の引渡しの強制執行の申立て後，執行裁判所が適切な子の引渡しの強制執行を行うには，子の具体的な所在場所，その通う幼稚園等及びその在園時間などの情報を要する場合があり得る。そのため，上記意見２の制度を設けるべきである。

２(1)　中間試案補足説明６６頁によれば，子の引渡しの強制執行に限って，このような制度を設けることの必要性や合理性についての具体的な説明が必要であるとの指摘があるようである。

(2)　上記指摘については，次のとおりである。

ア　およそ債務名義は実現されるべきである。そのために必要な情報の収集については，私人に一般に許容されている権限だけでは不十分だから，裁判所を通じた情報取得制度が整備されるべきである。現に，財産執行については，必要な情報の取得について財産開示制度がある。また，国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「ハーグ条約実施法」という。）にあっては，債務名義成立前でも，外国返還援助申請があれば，国家機関が子の住居所等を調査することとされている。このような既存法体系において，子の引渡しの強制執行に限って，上記調査制度を設けないのは，かえって不合理である。

イ　なお，子の引渡しの強制執行と他の財産関係の執行との相違からも，次のとおり，その必要性や合理性が肯定できる。

(ｱ)　まず，子は，不動産はもちろん，動産とも異なり，日時によって所在が変わり得る。また，債務者が，強制執行をおそれて，子を隠すこともある。

(ｲ)　子の引渡しの執行は，当然のことながら，不動産執行，債権執行などと異なり財産権に関するものではない。また，不動産執行などと異なり，子の引渡しの債務名義を有する債権者自身の利益のための執行ではない。子の利益のための執行である。更に言えば，子どもは，我が国の将来を担うなどする存在である。子が将来どのような大人に育っていくのか（分かりやすくいえば，例えば法曹となって社会に貢献するのか，犯罪者となって社会に悪影響を与えるのか）は，将来社会に影響がある。

(ｲ)　さらには，債務者が子に虐待行為を行っていたり，債権者の下の子の生活環境が子の福祉の観点から極めて劣悪であったりするなど，事案によって，債務者の監護下にあることが子の生命身体等に重大な悪影響を及ぼしている例もあるから，できる限り早期に債務名義の実現がされるべきである。

3 (1)　さらに，中間試案補足説明６６頁によれば，「債務者自身が債権者に対し子の所在場所を開示する義務が認められるか，第三者に回答義務を課すとすれば，その理論的な説明が求められることとなるのではないかといった指摘」があるようである。

(2)　上記指摘のうち，「債務者自身が債権者に対し子の所在場所を開示する義務が認められるか」どうかを議論する意味が不明である。

債務者の例えば預貯金に関する情報は，債務者の情報である。債務者の同意がなければ，みだりに開示されるべきではない。しかし，子は債務者の所有物ではなく，子の所在等に関する情報は債務者の情報ではなく子の情報である。もちろん子に同情報の管理能力がなければ親権者・監護権者が子を代理して同情報の管理をすることになるが，子の引渡しの債務名義が存する以上，子の所在等に関する情報を管理すべきは，債務者ではなく，債権者である。

(3)　上記指摘の「第三者に回答義務を課すとすれば，その理論的な説明」については，実体法的な義務とか，訴訟法的な義務を論じようとするものであろうか。

ただ，みだりに国民に義務を課すべきではないが，基本的には，公共の福祉（日本国憲法第１３条）の観点から，より具体的に言えば，当該義務を課す立法目的に合理性があり，その目的達成の手段の合理性があれば，前向きに立法を検討することができる。そして，上記提案１，２の提案目的（立法目的）は，上記のとおり合理性を有する。その提案内容（立法内容）は，裁判所が必要と認める場合に，嘱託し又は援助を求めるのであって，必要な場合に，命令ではなく嘱託等のいわば緩やかな手段を用い，また相手方の正当な理由による拒否の余地を残すものであって，合理性を有する。

もとより，新たに創設しようとする制度・義務について，既存の法制度・類似義務との整合性について，検討されるべきである。この点については，①民事執行法は，執行手続開始後，不動産執行等のため，執行裁判所及び執行官に官公署に援助を求める権限などを認めている（同法１８条等）。②また，家事事件手続法は，執行手続開始前に，子の引渡しの債務名義を有する債権者等の申出があれば，裁判所は，「必要な調査を官庁，公署その他適当と認める者に嘱託し，又は銀行，信託会社，関係人の使用者その他の者に対し関係人の預金，信託財産，収入その他の事項に関して必要な報告を求め」（同法第２８９条５項）て調査し，履行を勧告することとしている。③さらに，前記のとおり，ハーグ条約実施法においては，債務名義成立前において，外国返還援助申請があれ

ば，国家機関が子の住居所等を調査することとされている。これら，既存法制度・類似義務との整合性は，肯定できる。むしろ，上記意見１，２の制度を創設しないことの方が，整合性を欠くと考える。

そして，以上の立法において，上記指摘の「第三者に回答義務を課すとすれば，その理論的な説明」についてどのように整理・理解されたのかわからないが，同様に整理・整理できるのではないかと思われる。

4　以上のとおりであって，上記意見１，２の制度を設けるべきである。

2　子の引渡しではなく，人の引渡し

【意見】

子の引渡しのみではなく，人の引渡しについて民事執行法に規定すべきである。

【理由】

1　今回の改正においては，子の引渡しについて法律に規定することが検討されている。

2　しかし，高齢化社会となり，今後，意思能力に乏しい高齢者等について，同様の引渡しが問題となると考えられる。もちろん，高齢者ではなくても，およそ意思能力の乏しい人について，同様の引渡しが問題となる。

3　この問題については，子と子以外の意思能力に乏しい者との相違点などを考慮した上で，これらについても検討することを提案する。

以上